

ふるさと納税制度の活用を考える

～ふるさと納税制度の意義、先進事例と
今後の加須市における制度の活用～

埼玉県加須市 新井 輝明



はじめに

現在、ふるさと納税は様々な自治体が積極的に取り組み、一部には数億円の収入を得ている自治体もある。これらの多くは、公式ホームページや情報サイトで様々な地域の魅力をPRし、地域の特産品をお礼として提供している。

特に特産品の提供は収入額の増加に効果が大きいものと推察されるが、地域を応援するための寄附制度であるふるさと納税本来の趣旨を逸脱しているのではないかなど、問題点も指摘されているところである。その一方で、特産品の提供は地域内での経済還流を生み、生産者の誇りの創出にもつながるなど、地域の活性化に役割を果たしている事例もあり、多くの可能性を秘めた制度であるように思う。

現在、加須市では、ふるさと納税制度の枠組みはあるものの、魅力ある情報発信や特産品の提供など、積極的に取り組んでいる状況にはない。

そこで本稿では、ふるさと納税創設当初の議論、現状や課題を考察し、加須市では、ふるさと納税にどのような考えをもって取り組むべきかについて考察したい。

第1章 ふるさと納税制度とは

本章では、制度創設に当たって、総務省が立ち上げたふるさと納税研究会（以下、「研究会」という。）が、その実現に向けて行った議論や、とりまとめた「ふるさと納税研究会報告書（以下、「報告書」という。）」をもとにその意義などについて振り返る。

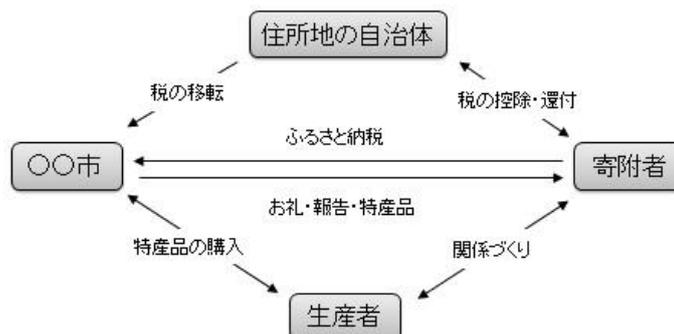
（1）ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税は、出身地や以前居住していた地域、何らかの関わりがあった地域など、「自分が応援したい」自治体に「寄附」をする制度である。寄附者は確定申告を行うことで、寄附金のうち2,000円を超える部分について、住民税の概ね1割を上限に居住地の住民税などが控除される。

このことにより、実質的に税が居住地から寄附を受けた自治体に移転することとなる。

また、寄附を受けた自治体は、その財源を使い、寄附者の思いに応え、一部では、お礼として特産品の提供がある。特産品の

図1：ふるさと納税制度のイメージ



提供は、その PR や経済効果が期待されている。

(2) ふるさと納税制度の意義

ふるさと納税に関する議論は当時の菅義偉総務大臣の問題提起に始まる。「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ『ふるさと』の地方公共団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意志で、いくらかでも納税できる制度があってもいいのではないか」というものである。この提起をもとに始まった議論に対し、報告書ではふるさと納税の3つの意義をあげている。

①納税者の選択

税制は国や地方公共団体が強制的に徴税するものであるのに対し、ふるさと納税は、その一部であっても納税者が自分の意志で納税先を選択できることとなり、税制上、税理論上、画期的な歴史的意義をもつものである。納税者は税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。

②「ふるさと」の大切さの再認識

ふるさは誰にとってもかけがえのないものである。また、健全な国土と国民生活を支えるうえで地方の果たしている役割は極めて大きい。ふるさと納税を通じてふるさとの大切さ、恩に感謝する本来の人間性への回帰の貴重な契機となる。

また、出生地や過去の居住地に限らず、縁のある地域などを応援したいと考える人も増えてきており、この思いの実現が可能になり、地方を育てることにもつながる。

③自治意識の進化

ふるさと納税による納税を受けたい地方団体は、その魅力をおおいにアピールする必要がある。地方団体と住民に、納税をしてもらうに相応しい地域のあり方をあらためて考えてもらう貴重な機会となり、地方団体にとって、自らの自治のあり方を問い、進化させる重要な契機になる。

(3) 制度上の課題

ふるさと納税制度の創設に当たり、研究会で議論がなされた課題などについて、現状を踏まえ、考察する。

①受益と負担

ふるさと納税制度は当初、税を分割し、税として納付する方式も検討された。この税分割方式の場合、行政サービスを受けていない自治体に納税することとなり、当該納税分は住所地の自治体が負担することとなる。本来は行政サービスを受ける住民が費用を負担すべきとの議論があった。

これに対して、報告書では、個人住民税は、住所地の地方団体から行政サービスを受けている者が負担すべきもので「地域社会の会費」と位置付けられていることなどから、税分割方式は法的に困難とされた。このため、ふるさとへの貢献という思いを実現するため

の寄附金制度とすることで受益と負担の関係は問題とならないとされた。

現在においても、ふるさと納税が寄附金制度を採用しているものであることから、受益と負担の課題については、解決されているものと考えられる。

②住民間の公平性

税分割方式をとる場合、同一の所得で同一の自治体に居住し、サービスを受ける者であっても、ふるさと納税を活用した者と、しない者の間で、住所地に納税する額が異なることが許容されるのかという議論があった。

これに対して、報告書では、その特別の措置を通じて実現しようとする政策の合理性と当該措置自体の有効性を勘案し、公平性の侵害が一定の範囲内にとどまる限りにおいては、許容されるものとした。また、寄附金制度とした場合でも同様に、侵害の程度が一定の範囲内となるよう、住民税の1割がその上限とされた。

現在においても、同様の考え方で課題は解決されるものと考えられる。

③制度の濫用

報告書では、寄附を促すための取組を推奨する一方で、「寄附者に対して特産品などの贈与を約束する」など、「制度を濫用する恐れへの懸念」が示されていた。

これに対しては、「基本的には地方団体の良識に自制されるべきもの」であり、「各地方団体の良識ある行動を強く期待する」とされた。

現在においても、「あたかも結婚式の引き出物のカタログのようになって、寄付というより、購入や投機として過熱している。制度創設時に描いた最悪のシナリオをたどっている。ふるさと納税は本来、地域の守りたいもの、発展させたいものを特定し、そのプロジェクトを進めたいからいくらの予算が必要だと、政策を競うべき（小田切徳美明治大学教授・研究会構成員 産経新聞 H26. 9. 23）」などと問題提起されている。

これについては、現行制度のもとでは、前述の公平性の観点からも、各自治体が「許容される範囲」を十分に勘案し、「良識」の範囲内にとどめる、または、特産品の提供は行わないことでしか、解決できないものと考えられる。

なお、特産品の提供については、総務省が全国の都道府県、市区町村に対して行った、ふるさと納税に関する調査では、市区町村では「特に問題はない」が55%と最も多いものの、23%は「問題はあるが、良識に任せるべき問題」と回答している。

表1：ふるさと納税の寄付金額上位3自治体と特産品の例（西日本新聞 H26. 12. 23）

自治体名	寄附金額	特産品の例
平戸市 (長崎県)	102,420万円	1万円で平戸瀬戸物語（海産物セット）、平戸豚しゃぶしゃぶ、特選平戸牛ロース（4千円相当）など67種類
玄海町 (佐賀県)	87,420万円	5千円でいちご、黒毛和牛（3.5～4千円）など16種類
上士幌町 (北海道)	82,880万円	1万円でかみしほろ和牛焼肉用、国産はちみつ2種セット、ジェラートセット（5千円相当）など35種類

※ 西日本新聞社調べ。平戸市はH26. 12. 22、玄海町・上士幌町は21日現在の申込額

④NPO 等の寄附の減少

制度創設に当たり、議論されていない課題として、片山義博慶応大学教授（元総務大臣）は、ふるさと納税により「自治体の方により多くの寄付が集まりやすくなれば、その煽りを食ってNPOなどへの寄付の意欲は相対的に低下する」としている。

これについては、後に事例で紹介する佐賀県や神石高原町などのように、NPO などへの支援を用途として組み入れることで、一定程度の解決は図られると考えられる。

第2章 加須市におけるふるさと納税の現状と課題

(1) 寄附金の用途及び実績

加須市では、ふるさと納税の用途として、大きな分野別の5つに「その他」を加えた6つを受け皿として、寄附を募っている。(表2)

そもそも加須市が、どのような目的のため、どのような事業を行い、その資金に充てるため、ふるさと納税制度を活用するののかについて、少なくとも加須市が平成22年に合併して以降、十分な議論がなされてきていないことが最も大きな課題といえる。

表2：加須市のふるさと納税の用途と寄附実績

単位：件、万円

使 途	H25実績	
	件数	金額
①水と花と緑が彩る環境にやさしい快適なまちづくり	2	20
②スポーツの振興による元気で笑顔があふれるまちづくり	0	0
③地域における保健福祉活動を推進する安心なまちづくり	27	113
④教育の充実と文化の振興で豊かなまちづくり	6	107
⑤下総皖一野菊の里づくり	0	0
⑥その他（加須市への義援金ほか）	0	0
合 計	35	240

①から⑤は、それぞれ基金に対応しており、大きなくくりでの用途となっている。実態として、どのような用途で使われるのかは、明示していない。

これまでの寄附金の活用実績として、継続的に活用しているのは、④のみである。④は経済的に就学が困難な方への奨学金の一部として活用することとして、寄附額全てをこの費用に活用している。①は平成21年に「加須の浮野とその植物」として埼玉県天然記念物に指定されている「浮野の里」の用地購入費の一部として活用した。③は寄附金を積み立てる基金の運用益のみ社会福祉協議会が行う地域福祉事業の補助金として活用している。②、④は寄附が少ない（ない）こともあり、活用していない。

また、寄附金を実際にどのように活用したかについて、寄附者への報告やホームページなどでの公表もしていない。このため、寄附者にとって自ら行った寄附金がどのように使われたのかを実感することができない状況となっている。

公益財団法人東京市町村自治調査会が、平成26年にインターネットを通じ全国300人

を対象に行った、ふるさと納税等に関する意識調査では、ふるさと納税経験者のうち、12.3%はふるさと納税をした理由として「事業や趣旨に賛同したから」と回答している。また、クラウドファンディング経験者では、40.3%が同じ回答をしている。

この結果からは、事業や趣旨、あるいは支援先を明示することで、ふるさと納税を促す効果があると考えられ、加須市では、これらの方へのアピールが弱い状況となっている。

(2) 特産品の提供

お礼状の送付、広報紙への氏名等の掲載（希望しない方を除く）のみで、特産品の提供は行っていない。このため、特産品の提供が、ふるさと納税をしてくれた方へ、市の特産品などの魅力を発信する機会とすると、これを逸していることとなる。

また、ふるさと納税を考えている人が特産品をひとつの魅力としてとらえている場合、加須市はその選択肢に入らないこととなっている。

第3章 先進地事例

本章では、加須市におけるふるさと納税の活用を考えるうえで、参考となる事例として、寄附金の使途に関して佐賀県と神石高原町を、活用の公表や特産品の提供に関して北海道上士幌町の取組を紹介する。

(1) 佐賀県

佐賀県では、「こんな佐賀であってほしい」など、寄附者の「想い」を「カタチ」として示すため、4つの区分、6つの基本メニュー、20の細目メニューを設け、使途を明確化している。(図2)

図2：佐賀県の使途メニューのイメージ（佐賀県 HP より抜粋）

区分	基本メニュー (いずれかをお選びください)	細目メニュー (御希望があれば指定可能です)
だからやっぱり佐賀が好き	佐賀の自然ば守らんば!	1)有明海の再生 2)虹の松原の保全

だからやっぱり佐賀が好き!

佐賀の自然ば守らんば!

1)宝の海 有明海



佐賀が世界に誇る有明海。しかし、この海も、近年の環境問題と無縁ではありません。宝の海を取り戻すため、県民一丸となって取り組みます。

<主な使途>
啓発活動やクリーンアップ活動の推進、動植物の保護 など

2)白砂青松 虹の松原



日本三大松原の一つ、虹の松原。この独特の景観を守り、受け継いでいくとともに、玄海地区一帯の生態系などの保全に取り組みます。

<主な使途>
松原の里親制度など県民参加の保全活動、動植物の保護 など

県では、寄附者が希望する特定の県内 NPO 等を指定して寄附することができる制度も行っている。県に事務所を置き、1 型糖尿病の根治を目指す NPO 法人日本 IDDM ネットへ研究費の助成や、特定の県立学校、首都圏進学者のため公益財団法人佐賀育英会が運営する学生寮、松濤学舎への支援を用途とするなどの例がある。

(2) 広島県神石高原町

神石高原町では、まちづくりを町だけで進めるには限界があるとの認識のもと、地域住民や NPO との連携強化のため、ふるさと納税の用途として、自治振興会や NPO への支援をメニューに掲げている。寄附者が希望する自治振興会、町内 NPO を指定して寄附することができる制度であり、全 31 自治振興会、世界 26 か国で紛争後の難民支援や自然災害による被災者支援などを行う NPO 法人ピースウィンズ・ジャパン（町内に本部）が実施する、捨てられた犬の殺処分ゼロを目指す「ピースワンコ・ジャパン」プロジェクトへの支援を用途とするなどの例がある。

町では、もともと住民が行政との協働と補完の精神にたち、まちづくりを進めていく「人と自然が輝くまち」を目指しており、同プロジェクトは、高齢化が進み独居老人の死亡などで飼えなくなった犬や、山間部という土地柄、野良犬や迷い犬が多く、愛護センターに引き渡す状況を解決する手段として、民間団体の力だけでなく、住民、行政、団体が理解、協力しあう取組として行われているものである。

(3) 北海道上士幌町

①取組の経過及び実績

平成 23 年 8 月から特産品の提供を開始し、平成 24 年度における納税額は、約 1 千 6 百万円であった。平成 25 年に「ふるさとチョイス」への広告掲載したことを機に件数が急増し、同年度は約 1 万 3 千件、2 億 4 千万円と急増し、平成 26 年度は 1 月 6 日時点で約 4 万 7 千件、8 億 3 千万円の実績をあげている。

②寄附金の用途

寄附金の用途は町の振興全般とするが、寄附者が指定することも可能となっている。申請書に用途が記入でき、記入欄には参考として「福祉/教育/子育て/農林業/観光/第三音更川橋梁補修など」と例示されている。橋梁補修を除き、福祉、教育など、大きなくくりとされており、寄附を行う段階では具体的なものはなっていない。

また、町では、子どもの明るい未来を目指した町づくり、少子化対策を推進するため、平成 25 年度に「ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金」を創設し、ふるさと納税の受け皿としている。基金は、幼児向け図書・DVD ソフトの購入、各種少年団等への備品購入、老朽化スクールバスや学童保育所用車両の購入などに充てられ、その項目ごとに事業費と寄附金の充当額をホームページで公表している。(図 3)

入り口での用途の明確化ではなく、出口での実績を公表することで、用途の明確化を行っている。

図3：上士幌町における実績公表のイメージ（上士幌町 HP より抜粋）

事業名	事業概要	事業費	基金充当額
夢基金子どもの絵本と映像ソフト購入事業 	平成27年4月に開設される「認定こども園」に設置する絵本を購入します。また、子どもたちが身近な場所で芸術・文化・娯楽に触れることができるように、アニメーション作品を中心とした図書館貸出用DVDソフトを新規に購入します。	613千円	613千円

③特産品の提供

寄附に対する感謝特典として、上士幌町がブランド化に取り組んでいるナイタイ牛、ハーブ牛、ジェラード、はちみつなどを提供している。ユニークな特典としては、100万円以上の寄附で全国各地に熱気球の出張係留というものもある。町が毎年バルーンフェスティバルを開催する熱気球のまちでもあることをPRに活用した事例といえる。

特産品の提供は、大きな経済効果も生んでいる。平成25年度の寄附金額2億4千万円のうち、約61%が経費であり、このうち送料を除く額が特産品の購入費等に充てられることとなり、町内での経済の還流を生んでいる。

また、特産品の提供に当たっては、アンケートはがきを同封し、利用者の声に耳を傾けている。このことで、特産品の満足度を図り、リサーチを行うほか、生産者に声を届けることでモチベーションの維持、向上と自信を深めることにつながっている。

第4章 加須市におけるふるさと納税制度の活用に向けて

本章では、制度創設当初に検討されたふるさと納税の意義に立ち返り、また、加須市の現状と課題、先進事例の考察から、市のふるさと納税の活用について提案する。

（1）寄附金の使途

報告書では、ふるさと納税の意義として、①納税者の選択、②「ふるさと」の大切さの再認識、③自治意識の進化の3つがあげられていた。この3つの意義を具現化するうえで重要となるのは、寄附金を募る段階で、目に見えて成果を実感しやすい事業の選択肢を用意すること、ふるさと納税による寄附金をどのように使い、どのような成果が出たのかを事後的に公表することである。

先の加須市における現状と課題で触れたとおり、そもそもどのような目的のため、どのような事業を行い、その資金に充てるため、ふるさと納税制度を活用するのかについて、十分な議論がなされてきていない。これは原点に立ち返り、広く議論を行い決められるべきものと考えているが、以下に私の考えを述べる。

ふるさと納税で寄附を求めるにあたり、その使途とするものについては、どのようなものが適当であろうか。私の考えとしては、ひとつは、全国自治体から加須市を選んでもら

うには、他の自治体とは異なる魅力を打ち出す必要があるとの考えから、加須市が目指すまちづくりの中でも「加須市らしさ」を打ち出せるもの、もうひとつは、全国民から寄附を受けることから、全国的に課題とされているものである。

以上の考えから、次のような例を提案する。(表3)

表3：加須市における寄付金の使途の具体化の例

区分		具体的内容
加須市らしさ	こいのぼりのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジャンボこいのぼり4世の遊泳（映像配信など） ・ こいのぼりPR（グッズ作成など）
	うどんのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加須うどんのPR ・ うどんの日関連事業（レシピコンテストなど）
	クライミングのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や学校への施設整備 ・ クライミング教室の開催
全国的課題	日本一子どもを産み育てやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、学童保育所の充実 ・ 特別支援教育の充実
	協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体、NPO、自治会への支援 ・ 市民活動ステーションくらくら館の充実

加須市は、全国有数のこいのぼり生産量を誇り、毎年 100m のジャンボこいのぼりを遊泳するなど、こいのぼりのまちである。また、うどんは 300 年以上前から市民に親しまれており、平成 25 年には「加須市うどんの日」を定めるなど、うどんのまちでもある。近年では、平成 16 年に整備したクライミング施設で全国的な大会を開催するなど、クライミングの普及にも力を入れている。これらは予てより市の魅力発信などの取組として力を入れていたものであり、今後も継続して取り組むものである。

また、子育て支援や市民などとの協働については、全国的な課題であり、国民の関心も高いところである。市としても、平成 26 年度の重点施策として「子どもを産み育てやすいまちづくり」、また、市政運営の基本方針の一つとして「市民との協働」を掲げているところである。

そして、寄附を受けた翌年度以降には、寄附者の思いがどのように具現化されたのかを実感し、加須市への愛着を深めていただくため、また、寄附を考えている方に寄附金がどのように活用されるかのイメージを持っていただくため、寄附金をどの事業のどのような経費に活用し、どのような成果を得たかを寄附者に報告、公表する。

なお、これらによる寄附者側ではなく、市側の効果として、職員が寄附金を使い事業を実施するうえでも、寄附者のことを思い、いかに寄附者の「志」を活かすかを真摯に考えることにつながることも考えられる。

（2）特産品の提供

加須市としては、次の理由から特産品の提供に取り組むべきと考える。

①特産品を選ぶ過程での地域の魅力の再発見

特産品を提供する場合、何を提供するかがポイントとなる。加須市では、こいのぼり、うどんの他、埼玉一の米の作付面積、生産量を誇る加須市のブランド米「北川辺こしひかり」、梨、いちごなど諸々あげられる。これらを提供する場合でもなぜその特産品を選ぶのか、あるいは市外に住む寄附者に対して、その魅力をどのように伝えるかを考えるうえで、自分たちが、その魅力を改めて見つめなおす必要があるだろう。

また、これまで特産品として考えられてこなかったものも含めて検討することも必要だろう。そのことで、加須市の魅力あるもの、誇るものとは何かを再発見することにつながるものとする。

②地場産品を活用することでの地域経済の還流と生産者の誇りの創出

特産品の提供に地場産品を活用することで、市内産業に経済還流を生むことができる。ただし、特産品の製造事業者等の選定に当たっては、可能な限り特定の事業者に偏らないような、あるいは、その選定に広く理解を得られるような工夫が求められる。

また、提供にあたり、アンケートを行うことで、良い評価を受ければ生産者の誇りの創出を生むこととなり、仮に悪い評価であったとしても、市場リサーチとして活用することができる。

③寄附者との関係づくり

地域の魅力を外部に発信していくうえで、入り口となるのは、いかに加須市に興味を持っていただくかということである。

そのうえで、特産品の提供は有力なツールとなりうるものと考えられる。そして、始めは特産品に興味をもっていたいただいても、特産品の選定、受領、消費の一連の流れの中で、市への興味を深めることとなるのではないだろうか。

また、鳥取県米子市などでは、米子市に出向いて使用できるお食事券、施設の利用券などを提供している。これらを加須市も行うことで、お越しいただく強い動機とはならなくとも、きっかけとなる可能性を秘めているのではないだろうか。先に寄附金の使途の具体化の例で、こいのぼり、うどん、クライミングをあげたが、こいのぼりであればジャンボこいのぼりの遊泳時の観賞席券、うどんではうどんの食事補助券、クライミングでは体験教室参加券などが考えられる。

また、先に「制度上の課題」として「受益と負担」、「制度の濫用」があるとした。特産品の提供を受けることで実質的な税負担が軽減されたり、特産品の競い合いとなっている状況があるとの課題である。この課題の解決には、「許容される範囲」を十分に勘案し、「良識」の範囲内にとどめることしかないとした。では、具体的にはどの程度の額とすべきか。

これは自治体により異なるものとする。それは、制度本来の趣旨と、経済的効果、さらには、生産者の誇りの創出や寄附者との関係づくりの効果などを各自治体がいかに重要視するかによるものだからである。

長野県阿南町では、寄附者に対して寄附相当額の米を送る取組をしている。寄附金で米を買い取ることで農家を支援できれば町に寄附金が残らなくてもいいと考えている。この

取組は人気を呼び、結果として農家のやる気を引き出し、農家が耕作放棄地となっていた水田を借り、米作を再開する例が相次ぐなどの効果を生んでいる。町は「町財政が大きく潤うわけではないが、農業に活気が戻り、町の PR になる」としている。農業の活気と町の PR を重要視しているということである。

では、加須市ではということであるが、制度の趣旨と、ふるさと納税により加須市が得られる経済的効果や寄附者との関係づくりなどの効果を鑑みるに 1 万円の寄附に対して 5 千円程度以内にはとどめる必要があると考える。

おわりに

政府与党では、平成 26 年末に平成 27 年度税制改正大綱をとりまとめ、①寄附金控除の限度額を個人住民税の 1 割から 2 割に拡大すること、②地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請すること、③確定申告を行わずに済む「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設することを決めた。

ふるさと納税は大きな転換期を迎えており、ふるさと納税をめぐる議論は当分続くこととなるのだろう。

ふるさと納税をテーマにするにあたり、当初は特産品の提供が趣旨を逸脱しているとの議論と、特産品の提供による経済還流や生産者の誇りの創出など、地域活性化のツールとしての機能への興味があった。研究を進めていく中で、段々とツールとしての興味から、そもそもふるさと納税を行ううえで何を目的とするのか、そして、それは結局のところ加須市が目指すべきまちづくりとはどういうものなのかということに移っていった。今回のレポートでは、主にツールとしての機能や、加須市が活用するための手法についてまとめたつもりだが、その先にあるまちづくりについて改めて考え直す良い機会となった。

今後もこの研修で学んだことを活かし、皆が加須市に愛着を持ち、住みたい、住み続けたいと思えるまちであるよう、職員として、市民として、学びを深め、実践していきたい。

【参考文献・資料】

- ・ 総務省 HP「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」（ふるさと納税研究会報告書及び会議資料、ふるさと納税に関する調査結果等を含む）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html
- ・ 東京市町村自治調査会「ふるさと納税とクラウドファンディングについて～寄附者のパーソナリティと意向の調査から～＜平成 26 年度 かゆいところに手が届く！多摩・島しょ自治体お役立ち情報＞」
<http://www.tama-100.or.jp/cmsfiles/contents/0000000/405/hurusatonouzei.pdf>
- ・ NTT レゾナント株式会社「社会貢献活動に対する意識調査」
<http://pr.goo.ne.jp/goo/2014/1785/>
- ・ 公益財団法人 大阪府市町村振興協会「自治大阪（本冊）平成 24 年 3 月号」
<http://www.masse.or.jp/jichiosaka/issue/h23/1332382333857.html>